

## 小国町社会福祉協議会の役員の報酬に関する規程

昭和 59 年 5 月 30 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、小国町社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第 25 条の規定により、本会の役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第 2 条 役員の報酬は、次のとおりとする。

職 名	報 酬 額	備 考
会 長	年額 120,000 円	非常勤

(報酬の支給方法)

第 3 条 年額で定められている報酬は、会計年度の 9 月と年度月末の 2 回に分割して支給する。

2 年度の中途において就任した役員の報酬はその月から対象とし、年度の中途において退任した場合はその月までを対象として、それぞれの月割りにより算出した額を支給する。

(改 廃)

第 4 条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附 則

1 この規程は、昭和 59 年 5 月 30 日から施行し、昭和 59 年度から適用する。

附 則

1 この改正規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この改正規程は、令和 3 年 12 月 3 日から適用する。